ニ　本制度による税額控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額を、それぞれ試験研究費の額又は特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

(イ)　国外委託試験研究に係る試験研究費の額又は特別試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度にあっては百分の七十とし、同日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度にあっては百分の六十とする。）相当額

(ロ)　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額又は特別試験研究費の額

(2)　青色申告書を提出する事業者で産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間内に産業技術力強化法に規定する重点研究開発計画について同法の認定を受けたもののその認定に係る適用事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、控除対象重点産業技術試験研究費の額の百分の四十（その控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあっては、百分の五十）相当額の特別税額控除ができる制度を創設する。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の百分の十相当額を限度とし、税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。（第十条の二の二、第四十二条の五関係）

(3)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得等をした特定機械装置等（令和八年三月三十一日以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第四十二条の十関係）

イ　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を百分の四十（改正前：百分の四十五）に、建物等及び構築物の償却割合を百分の二十（改正前：百分の二十三）に、それぞれ引き下げる。

ロ　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を百分の十二（改正前：百分の十四）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を百分の六（改正前：百分の七）に、それぞれ引き下げる。

(4)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。（第十条の四、第四十二条の十一の二関係）

(5)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第十条の五、第四十二条の十二関係）

イ　対象に、その建設の後事業の用に供されたことのない特定建物等以外の特定建物等の取得及びその取得に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。）のための工事による取得又は建設を加えた上、償却割合及び特別税額控除割合を次のとおりとする。

(イ)　償却割合を百分の十（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）とする。

(ロ)　特別税額控除割合を百分の二（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）とする。

ロ　取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの及び建設をした特定建物等（それぞれ改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）のうち、これらの特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資する一定の要件を満たす場合には償却割合及び税額控除割合を次のとおりとする。

(イ)　償却割合を百分の二十（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の二十五）とする。

(ロ)　特別税額控除割合を百分の五（その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の八）とする。

ハ　特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた日から適用を受けようとする事業年度終了の日までの期間内において、事業主都合による離職者がいないことにつき証明がされた場合に限り適用可能とする。

(6)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。（第十条の五の三、第四十二条の十二の四関係）

(7)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の措置を講ずる。（第十条の五の四、第四十二条の十二の五関係）

イ　継続雇用者給与等支給額が増加した場合（特定法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合を除く。）に係る措置を廃止する。

ロ　特定法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行う。

(イ)　原則の特別税額控除割合の要件を継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上（改正前：百分の三以上）に引き上げる。

(ロ)　継続雇用者給与等支給増加割合に係る特別税額控除割合の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合に特別税額控除割合に百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）を上乗せ（改正前：継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上である場合に特別税額控除割合に百分の十五を上乗せ）する措置とする。

(ハ)　教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

ハ　中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

(8)　生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の措置を講ずる。

イ　生産工程効率化等設備を取得した場合の措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第十条の五の五、第四十二条の十二の六関係）

(イ)　対象となる事業年度から(9)の確認を受けた事業者の(9)の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間内の日を含む各事業年度を除外する。

(ロ)　償却割合及び特別税額控除割合を次のとおり見直す。

a　償却割合を百分の三十（改正前：百分の五十）に引き下げる。

b　特別税額控除割合を次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(a)　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備　百分の五（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、百分の十）（改正前：百分の十（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、百分の十四））

(b)　中小企業者以外の事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備　百分の三（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する一定のものについては、百分の八）（改正前：百分の五（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する一定のものについては、百分の十））